第１２３号議案

工作物収去請求訴訟に関する和解について

上記の議案を提出する。

平成１７年９月２１日

提出者　足立区長　　鈴　木　恒　年

工作物収去請求訴訟に関する和解について

足立区は、[redacted]（以下「本件土地」という。）先における公共溝渠の管理に係る工作物収去請求訴訟につき、下記により和解する。

記

１　相手方

[redacted]

２　和解の要旨

（１）　足立区は、相手方による工作物撤去のための自費工事施工を認めることとする。

（２）　本件土地と足立区所有地につき、本件土地所有者と足立区との間で、境界確定訴訟ないし所有権確認訴訟等を経たうえでそれぞれの所有に係る土地の範囲を確認することとする。

（提案理由）

訴訟事件について和解するため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、この案を提出いたします。